

平成26年第9回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成26年12月9日（第1日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	川崎一平	10番	秀島和善
2番	前田弘次郎	11番	井崎好信
3番	溝口誠	12番	大串弘昭
4番	大串武次	13番	内野さよ子
5番	吉岡英允	14番	西山清則
6番	片渕彰	15番	岩永英毅
7番	草場祥則	16番	溝上良夫
8番	片渕栄二郎	17番	久原房義
9番	久原久男	18番	白武悟

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

応招議員に同じ

4. 欠席議員は次のとおりである。

不応招議員に同じ

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	杉原忍
教育長	江口武好	総務課長	百武和義
企画財政課長	片渕克也	税務課長	吉原拓海
住民課長	渕上隆文	保健福祉課長	堤正久
長寿社会課長	片渕敏久	生活環境課長	門田藤信
水道課長	荒木安雄	下水道課長	赤坂和俊
産業課長	赤坂隆義	農村整備課長	嶋江政喜
建設課長	岩永康博	会計管理者	岩永信秀
学校教育課長	本山隆也	生涯学習課長	小川豊年
農業委員会事務局長	一ノ瀬美佐子		

6. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

日程第1

○白武 悟議長

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

白石町議会会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、大串武次議員、吉岡英允議員の両名を指名いたします。

日程第2

○白武 悟議長

日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期については、去る11月27日の議会運営委員会において、今期定例会に上程される議案等の件数及び一般質問の通告等について審査の結果、本日から12月18日までの10日間にしたいと存じます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、本日から12月18日までの10日間に決定いたしました。

日程第3

○白武 悟議長

日程第3、町長より議案が提出されております。これは皆様のお手元に配付をしております一覧表のとおりであります。議案第66号及び議案第67号の専決処分の承認2件、議案第68号から議案第73号までの条例関係6件、議案第74号の財産の譲与1件、議案第75号から議案第79号までの補正予算関係5件、議案第80号の契約関係1件、議案第81号の人事案件1件、以上16件の議案を一括して議題とします。

ただいま上程しました議案について提案理由の説明を求めます。

○田島健一町長

おはようございます。

本日、平成26年第9回白石町議会12月定例会の開会に当たりまして提案いたしました議案について、その概要を御説明申し上げます。

まず、専決処分の承認に関して2件ございます。

議案第66号「専決処分の承認について（平成26年度白石町一般会計補正予算（第4号））」につきましては、本年11月21日の衆議院解散に伴い、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行経費について、同日付で専決処分を行ったものでございます。

また、議案第67号「専決処分の承認について（平成26年度白石町一般会計補正予算（第5号））」につきましては、11月25日の佐賀県知事辞職に伴う佐賀県知事選挙の執行経費について、11月26日付で専決処分を行ったものです。

以上、2件を報告し、その承認を求めるものでございます。

続きまして、条例議案が6件でございます。

議案第68号「白石町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」、

議案第69号「白石町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第70号「白石町長及び副町長の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第71号「白石町教育委員会の教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」、以上の4件は本年8月7日付人事院勧告及び10月9日付佐賀県人事委員会勧告等に鑑み、給与等の改正を行うものでございます。

議案第72号「白石町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」は、産科医療補償制度における掛金の額を見直されたことに伴う改正を行うものでございます。

議案第73号「白石町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について」は、地域で利用されております100平方メートル未満の狭小な町有地を認可地縁団体に無償譲与することについて改正を求めるものでございます。

議案第74号「財産の譲与について」は、同じく地域で利用されている町有地について、栄町公民館へ無償譲与することについて、議会の議決を求めるものでございます。次に、予算議案が5件でございます。

議案第75号「平成26年度白石町一般会計補正予算（第6号）」、議案第76号「平成26年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」、議案第77号「平成26年度白石町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）」、議案第78号「平成26年度白石町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第2号）」及び議案第79号「平成26年度白石町水道事業会計補正予算（第2号）」、以上は給与改定に係る人件費のほか、それぞれの所要の補正を求めるものでございます。

議案第80号「平成26年度がんばる地域交付金事業福富社会体育館耐震補強及び改修工事請負契約の変更について」は、白石町議会の議決に付すべき契約に該当するため、提案するものでございます。

最後に人事議案が1件でございます。

議案第81号「教育委員会委員の任命について」は、任期満了に伴う委員の任命について議会の同意を求めるものでございます。

提案いたしました議案については以上のとおりでございます。

詳細については担当課長から説明させます。それぞれに十分に御審議賜りますようお願いいたします。

○白武 悟議長

次に、議案第66号から議案第81号までの内容説明を順次求めます。

○百武和義総務課長

それでは、総務課のほうから今議会に上程をいたしました議案について御説明を申し上げます。

3つ目の議案第68号から行きたいと思えます。

議案第68号「白石町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」、これにつきましては提案理由に書いておりますとおり、人事院勧告及び佐賀県人事委員会勧告等により、白石町職員の給与に関する条例等の一部改正をお願いするもので

ございます。

今回の改正を大まかに申し上げますと、まず平成26年度につきましては、官民格差により給料を平均0.3%、ボーナスを0.15月分、ともに引き上げることと通勤手当の改正でございます。それと、平成27年度からにつきましては、給与制度の総合的見直しを行うなどの内容となっております。

今回、ただいま申し上げました改正を3条に分けて改正をいたしております。第1条が平成26年度分の改正、第2条が平成27年度からの給与制度の総合的見直しによる改正、第3条は平成18年度の給与構造改革に伴う差額保障について廃止する改正というふうになっております。

それでは、新旧対照表を使って説明をいたします。

新旧対照表の19分の1ページをごらんいただきたいと思っております。

右側が現行、左側が改正案ということになっております。

まず、第1条関係ですけれども、第9条通勤手当でございますが、下にアンダーラインを引いたところが今回の改正部分ですが、次の2ページにわたって、今回自動車等の使用距離に応じて額の改定を行うものでございます。

次に、19分の3ページをごらんいただきたいと思っております。

第22条の勤勉手当関係でございますが、第2項第1号、上から4行目のところですが、これまでの勤勉手当の12月の支給率100分の67.5が100分の82.5に0.15月分増というふうになっております。同じく第2号では、再任用職員の支給率が100分の32.5から100分の37.5ということで、再任用職員については0.05月の増となっております。

同じページ中央の附則、55歳に達した特定職員の給与に関する特例措置、これにつきましては給料表6級の55歳以上の職員につきましては現在本来の給料月額から1.5%減額して支給をしておりますが、この給料と同様に勤勉手当も1.5%減額とするために、勤勉手当の支給率に1.5%を乗じて得た率でありますこれまでの100分の1.0125から100分の1.2375に改正をするものでございます。

同じく19分の3ページの一番下からの別表につきましては、行政職給料表の改定でございます。若年層に重点を置いた改正というふうになっております。

次に、19分の10ページをごらんください。

第2条関係でございますが、第18条、一番上のほうです、第18条管理職員特別勤務手当ですが、左側改正案の第18条第2項のところでございますが、これまでは週休日、祝日、年末年始の休日に勤務した場合を対象としていたものに加えまして、災害対応などの勤務であれば、平日の午前0時から午前5時までも対象とするというものでございます。この第3項第2号において、今回対象となった勤務に対する定額の上限を6,000円ということに定めております。

なお、具体的な手当額については規則で定めるということにいたしております。

次のページ、19分の11ページをごらんください。

第22条勤勉手当でございます。先ほど申し上げましたように、年間の支給率が0.15月増となるということで、第1条のほうで12月の支給率を100分の82.5に改定しているものを、平成27年度からは6月と12月の支給率を同じ率とするために、100分

の82.5から100分の75とするものでございます。再任用職員も同様に、100分の37.5から100分の35とするものでございます。

同じページの下から4行目の附則、55歳に達した特定職員の給料に関する特例措置の11項につきましては、給料表6級の55歳以上の職員は給料及び勤勉手当について1.5%減となっていると申し上げましたが、この減額措置が当分の間となっておりますものを県に合わせまして平成29年3月31日までで終了するというものでございます。

次の19分の12ページの真ん中ほどの14項につきましては、1.5%の減額措置が終了するまでの間は給料と同様に勤勉手当も1.5%減額とするために、勤勉手当の支給率に1.5%を乗じて得た率でありますこれまでの100分の1.2375から100分の1.125に改定をするというものでございます。

同じページの一番下の別表につきましては、平成27年4月1日からの行政職給料表の改定でございます。

次に、最後のページ、19分の19ページをごらんいただきたいと思います。

これは第3条関係ですが、附則第7条給料の切りかえに伴う経過措置でございますが、これにつきましては平成18年度の給与構造改革によりまして現給保障を行っておりますが、この現給保障といいますのは、平成18年度におきまして民間給与水準を反映して給料の月額を平均4.8%引き上げる改正が行われておりました。その際、急激に不利益を受ける者に対しては、経過措置として、既に支給されていた給料の額を下回る場合、昇任や昇格によって既に支給されていた給料の額を上回るまで既に支給されていた給料を支給する制度とこういうものでございますが、この現給保障の措置を平成28年3月31日までで終了するというものでございます。

以上が新旧対照表の説明でございました。

最後に、附則の部分について御説明をいたします。

議案書の11ページをごらんいただきたいと思います。

11ページのほうには附則を載せておりますけども、上から8行目の第1条第1項ですけども、この条例を公布の日から施行するものでございます。ただし、説明をいたしました先ほどの第2条の規定、これは給与制度の総合的見直し関係でございますが、この規定につきましては平成27年4月1日から施行するというものでございます。

次の第2項でございますが、これ第1条の規定のうち、平成26年度の給料及び通勤手当につきましては平成26年4月1日に遡及して適用をするというものでございます。

次の第3項ですけども、これ第1条の規定のうち、勤勉手当については平成26年12月1日から適用をするという内容でございます。

次のページをごらんください。12ページですね。

上から4行目の第5条給料の切りかえに伴う経過措置につきましては、今回の給料額の改定に伴いまして不利益を受けるものに対しての経過措置といたしまして、既に支給されていた給料の額を下回る場合には平成29年3月31日まで既に支給されていた給料を支給するという経過措置を定めたものでございます。

それから、次の13ページが一番上、第7条です。これにつきましては、平成18年改正条例附則第7条の規定による給料との調整につきましては、平成28年3月31日まで

の間において、平成18年度の給与構造改革における現給保障によって給料額が多い場合はその額を支給するという内容でございます。

ちょっとわかりにくかったと思いますが、以上で議案第68号の説明を終わります。

次に、議案第69号「白石町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」御説明を申し上げます。

提案理由に書いておりますように、白石町職員の給与に関する条例の改正に伴い、改正するものでございまして、期末手当の支給率を0.15月増とするものでございます。

上から3枚目になりますが、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

2分の1ページですね。第1条関係ですけれども、これまでの12月の支給率を100分の115であったものを100分の170ということで0.15月増とするものでございます。

次の2分の2ページをごらんください。

第2条関係ですけれども、今度、平成27年度からの期末手当の支給率ですけれども、6月の支給率を100分の140から100分の147.5に、それと12月の支給率を第1条のほうで100分の170に改定をしましたが、これを100分の162.5に改定をしまして、年間の支給率を合計でこれまでの100分の295から100分の310ということで0.15月増とするものでございます。

戻っていただいて、上から2枚目の条例案の附則のところ、真ん中付近ですが、附則のところをごらんいただきたいと思います。

附則の第1項でございますが、この条例を公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定につきましては平成27年4月1日から施行するものでございます。

附則第2項につきましては、第1条の規定は平成26年12月1日から適用するという内容になっております。

以上、議案第69号の説明でございました。

あと、次の議案第70号「白石町長及び副町長の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例について」また議案第71号「白石町教育委員会の教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」、これにつきましては先ほど御説明申し上げました議案第69号「白石町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」、これと同様の内容の改正というものでございます。

次に、飛びまして、一番最後の議案第81号「教育委員会委員の任命について」御説明を申し上げます。

議案第81号につきましては、現在、教育委員であります稲佐英明氏の任期が来年2月16日までであります。引き続き稲佐氏を推薦するものでございます。稲佐氏は、教育委員として平成23年2月からお務めいただいておりますが、引き続きの任命をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○ 淵上隆文 住民課長

続きまして、住民課所管分につきまして御説明を申し上げたいと思います。

まず、議案第72号でございます。「白石町国民健康保険条例の一部を改正する条例

について」御説明申し上げます。

主な改正理由といたしましては、健康保険法施行令の一部改正に伴いまして、白石町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

主な内容といたしましては、産科医療補償制度における掛金額が見直されたことに伴い、出産育児一時金の額を見直すものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により御説明を申し上げたいと思います。

新旧対照表の2分の1ページをお開きいただきたいと思います。

まず、一部負担金を定めております第6条第2項中、「受けている」を「受ける」に、別表第2第2章第2部の歯科訪問診療科の項中「7」を別表第2第2章第2部の歯科訪問診療科の項中「8」に、「第1項」を「前項」に改めるものであります。

次に、出産育児一時金を定めております第8条第1項中、「39万円」を「40万4,000円」に改め、同項ただし書きを次のように改めるものでございます。ただし書きといたしましては、ただし町長が健康保険施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し必要があると認めるときはこれに1万6,000円を加算するものとするものであります。

次に、2分の2ページをお願いいたします。

第8条第2項中、「第9条第2項」を「次条第2項」に改めるものでございます。

なお、文言の改正につきましては、国民健康保険条例参考例に合わせた改正及び法制上適切な表現とするための文言の改正を行っております。

施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございますが、第8条第1項の改正規定につきましては平成27年1月1日から施行するものでございます。

以上で議案第72号についての説明を終わります。

続きまして、議案が飛びますが、議案第76号をお願いいたします。

議案第76号「平成26年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

既決予算の総額に歳入歳出それぞれ14万9,000円を追加いたしまして、補正後の総額を歳入歳出それぞれ3億1,997万5,000円とするものでございます。

補正理由といたしましては、後期高齢者医療保険料の賦課決定の期間制限についての法改正に伴い、制度改正にさかのぼり、減額補正となる保険料の賦課更正となる保険料の還付金及び地方税法の規定に基づく還付加算金の増額補正でございます。

続きまして、歳入歳出補正予算の事項別明細書により説明を申し上げます。

5ページをお願いいたします。

歳入でございますが、5款諸収入に14万9,000円を計上いたしております。

次に、6ページをお願いいたします。

歳出でございますが、4款諸支出金に同じく14万9,000円を計上いたしております。

なお、歳入につきましては、後期高齢者医療広域連合より保険料還付金及び還付加算金として諸収入に受け入れることとしております。

以上で説明のほうを終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○百武和義総務課長

先ほど私の説明の中で1点誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。

平成18年度の給与構造改革の現給保障のところでございますが、給料の月額を平均4.8%「引き上げる」改正と申し上げたかと思いますが、これは4.8%「引き下げる」改正ということでございます。訂正をさせていただきます。

○片渕克也企画財政課長

それでは、私から今回提案しております一般会計の予算関係及び財産処分関係の議案について御説明を申し上げます。

まず、議案第66号でございます。「専決処分の承認について（平成26年度白石町一般会計補正予算（第4号））」でございます。

去る11月21日に衆議院が解散されました。このことによりまして衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行経費1,320万円を同日付で専決処分したものでございます。

また、議案第67号「専決処分の承認について（平成26年度白石町一般会計補正予算（第5号））」は、11月25日、佐賀県知事の辞職に伴う佐賀県知事選挙の執行経費について1,338万3,000円を11月26日付で専決処分をしたものであります。

いずれの専決処分につきましても、それぞれの選挙を適正に執行するために早急な予算措置が必要でございましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしました。同条第3項の規定により、その承認を求めるものであります。

次に、議案第73号でございます。議案第73号「白石町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

これは、無償譲渡ができる事例としまして、議案の1枚お開きください、第3条において、ほかの地方公共団体や公共団体のほかに、公共的団体として地縁による団体の認可を受けた自治公民館や区などが利用している狭小な100平方メートル未満の土地について無償による譲与を行うことができるように1項を加えたものでございます。

そのほか改正に伴い、文言の改正を行っております。

この改正によりまして、地域による住民協働の考え方が一層推進でき、かつ町有財産の整理というものを図ることを目的といたしております。

次に、議案第74号でございます。議案第74号は「財産の譲与について」であります。

町有地の無償譲与についての議案であります。本件の土地につきましては前の所有者の方から町に対して寄附をいただきました。栄町公民館の東奥に所在する雑種地258平方メートルであります。寄附者の意思といたしまして、地元の方々に利用、活用をしてほしいという意向もございまして、今回認可団体である栄町公民館へ無償譲渡をしたいために提案するものであります。

次に、議案第75号「平成26年度白石町一般会計補正予算（第6号）」であります。

その内容について説明をさせていただきます。

なお、別紙の予算説明資料に記載のある事業については、後だって担当課より説明がありますので、内容の説明は割愛させていただきます。

補正予算書の1ページをお開きください。

既決の歳入歳出予算総額に3,416万4,000円を追加し、補正後の予算を117億5,487万9,000円とするものであります。

なお、補正予算の全般にわたって給与改定に係る人件費等の補正を計上しております。明細につきましては、予算書36ページから38ページの給与費明細で記載しておりますので、御確認をお願いいたします。

戻りまして、予算書12ページをお開きください。

12ページに記載しております財産管理費のうち、庁舎維持修繕料の補正についてでございます。9月の豪雨時に、庁舎、落雷を受けまして庁舎の空調関係に故障が発生いたしました。この対応のため思わぬ出費が生じたので、通常の維持費部分の予算をお願いするものであります。この被害における修繕の全額は保険金により対応されることとなっております。予算書の10ページの雑入、公有建物災害保険金として計上いたしております。

歳出にお戻りください。

先ほどの記載の下に庁用備品購入費とあります。これにつきましては、歳入の9ページに記載しておりますが、6月に引き続きまして白石高校の生徒会からユニバーサルデザインに使用していただきたいというふうなことで指定寄附をいただいております。備品購入して、これによりまして窓口に設置するベビーラックを購入することとして計上いたしております。

予算書の13ページをお開きください。

地域づくり推進費の19節、ちょうど真ん中ちょっと上になりますが、地域婦人活動推進補助金であります。これにつきましては、有明佐賀空港夜間貨物便基金事業として、地域婦人会が購入されるはっぴや横断幕に助成をすることとして協議会で御承認をいただきましたので、今回補正予算をお願いしているものであります。

同じページの情報化推進費の中で社会保障・税番号制度の導入に伴う中間サーバー・プラットフォーム利用負担金98万1,000円を計上しております。これは、国が整備を進めている社会保障・税番号制度について、地方公共団体が共同してそのシステムを構築し、同制度の活用を図るための負担金でございます。

また、この番号制度の関連予算といたしまして、歳入の7ページにお戻りください。

県の補助金508万1,000円を計上しております。本節に計上している98万1,000円を差し引きます残余は予算書の12ページ、行ったり来たりしますが、12ページに410万円の財源更正をいたしております。これは、広域電算センターの負担金に充当することとしております。

予算書の15ページをお開きください。

白石町農業委員会委員選挙については、同選挙が無投票となったため、不用額について減額をいたしております。

16ページをお開きください。

基幹統計費の補正でございますが、農林業センサス調査における調査員報酬の算定基準について県から通知がございまして、この基準額に合わせることをして、賃金及び需用費を減額し、報酬を増額をいたしております。

予算書17ページをお開きください。

障がい者福祉費のうち、特別支援学校放課後児童健全育成事業負担金の増額については、利用市町の負担金計算方式が従来までみなし方式でございましたが、これが実績負担ということに改められたことによる補正でございます。

18ページをお開きください。

18ページに記載しております償還金利子及び割引料、それぞれのものでございますが、障がい者施策に係る国や県の負担金について、前年度分の実績額が確定したことによる国、県に対する精算金でございます。

予算書の19ページ、老人福祉費の13節委託料でございます。生きがい活動支援通所事業について、白石町社会福祉協議会に委託して実施しておりますいわゆるふれあいデイサービスの利用者について、登録者、参加者ともに減少していることから、委託料の減額をいたしております。

予算書20ページをお開きください。

20ページの一番下の次世代対策費のうち、乳幼児健康支援一時預かり事業負担金であります。この事業については、病後児の病院等における一時預かり事業でございます。現在江北町及び嬉野市との協定により実施をしているものであります。江北町の協定分では、例年の3倍以上の利用増となっております。一方、嬉野市との協定分につきましては、国の補助対象の定員割れを来すというような見込みであります。このようなことから、それぞれの町に対する負担金がふえたことによる補正でございます。

24ページをお開きください。

農業委員会費であります。歳入の8ページにお戻りいただければ、そこに県の補助金を記載してございます。今回、農地制度円滑化事業費補助金と農地情報公開システム等整備事業補助金が2つに細分化をされました。9月の補正予算で農地情報システムの構築等に要する経費について補正をお願いしておりましたが、この変更に対応するため、賃金、報償費、旅費、役務費等を減額しまして、歳入の補正に合わせております。

なお、農地情報システムに関する経費については減額せずに再事業として組み替えによる対応としております。

また、需用費の増額につきましては、農業者年金の受託事業収入が追加されることとなったため、啓発用の消耗品を購入することとしております。

25ページの農業振興費、環境保全型農業直接支払補助金についてでございます。レンコンの有機栽培農業に取り組む農家が当初予定よりも増加をいたしております。16アール分の補正をお願いいたしております。

また、その下の段に記載しております過年度担い手農地高度集積促進事業補助金返還金及び受益者負担金返還金でございます。平成19年度に、農用地利用改善団体を取り組みました農地の面的利用集積事業について、その後の解約や集積対象外の作物が作付されたことに伴い、当初計画から面積が変更された部分について精算の必要が生じたものであります。

同じページの米政策対策費のうち、さかの米・麦・大豆競争力強化対策事業費補助金でございます。集落営農組合の機械格納庫について、それぞれ用地の問題等々で3

件の取り下げがっております。それと、県の予算割り当ての枠が追加されまして、J Aが導入する無人ヘリや営農組合が導入するトラクターカルチ、レーザーレベラー等を前倒しで導入することとして、所要の補正をお願いをしております。

予算書26ページ、農地費の19節農地復旧事業費補助金でございます。本事業については、今年度限りとしたことから追加の要望がふえており、約20ヘクタール分の追加補正をお願いしているところでございます。

同じページの水利施設管理事業費の燃料費につきましては、各排水機場のポンプ用エンジン燃料費が残り少なくなっており、燃料の補給が必要であるため、補正をお願いするものであります。

予算書29ページ、道路新設改良費の15節工事請負費と22節の移転補償金との組み替えでございます。中郷揚田線の電柱移転補償金につきましては、複数電線の共同の架設が可能となったため、補償費を減額し、この分を工事請負費に追加をいたしまして、工事の進捗を図ることとしております。

予算書の30ページをお開きください。

住宅管理費の需用費と工事請負費の予算の組み替えでございます。廿治住宅のシロアリによる被害が進んでおりまして、早急にその駆除と修繕が必要な状況であることが判明しました。このため、六角橋住宅の物置取りかえ工事、その他の入札減になった分を組み替えまして対応することとしております。

予算書の31ページ、事務局費の13節例規整備支援業務委託料でございます。今般、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によりまして、関係する例規が多項目にわたるため、適正な町の例規の改正を行うために外部に委託を行うものであります。

同じページの教育振興費、私立幼稚園就園奨励費補助金については、国の子育て支援策としまして補助基準が拡充をされました。これに伴う増額を計上しております。

32ページ、小学校管理費の備品購入費は、有明南小学校の卒業生から指定寄附をいただきましたので、同校の学校備品の整備に活用することとしております。

予算書33ページ、文化活動推進文化財保護費につきましては、県指定の龍王崎古墳群第6号墳の保存対策に取り組んでおりますが、今般専門家から石室内の温度、湿度を長時間にわたりデータ管理していくこととの指導を受けたため、予算を組み替えて必要な機材を導入することとしております。

予算書34ページ、保健体育費の13節ロードレース大会委託料の増額については、大会参加者等の駐車場について、新たに白石中学校グラウンドを確保して利便性を向上させたいというふうな考えから、その送迎車両、看板の設置費などの経費について追加をお願いしているものであります。

35ページの公債費の補正でございます。公債費につきましては、利率見直し方式、10年前に利率見直し方式により借り入れた地方債について、見直し期限が到来して利率が下がったため、利子を減額し、その分元金に組み替えて償還するものであります。

これらの歳出予算補正に必要な一般財源としましては、お戻りください、7ページに記載しております地方交付税を636万円、及び10ページに記載しております介護保険市町村負担金返還金1,267万7,000円を計上しており、これにより対応することとし

ております。

以上、一般会計補正予算（第6号）の主な内容について説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○赤坂和俊下水道課長

議案第77号「平成26年度白石町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）」について御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正であります。既決の予算に歳入歳出それぞれ299万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,047万円とするものであります。今回の増額補正につきましては、来年度4月からスタートします下水道使用料徴収委託に伴いますシステムの改修費等に係る補正、及び農業集落排水施設における機器類の修繕に伴います補正が主な理由でございます。

予算書の7ページをお願いいたします。

歳入につきましては、5款繰入金、基金繰入金としまして、農業集落排水処理施設維持管理基金より299万9,000円の繰り入れの増額をお願いいたしております。

予算書の8ページをお願いいたします。

歳出につきましては、総務管理費、12節役務費において、来年度4月からの水道料と下水道使用料を同時徴収するのに伴いまして、受益者への周知及び受益者の氏名、住所等の基本情報や口座情報を統一するための確認作業の郵送料としまして37万2,000円の補正をお願いいたしております。

また、19節負担金補助及び交付金において、下水道使用料の徴収委託に伴いまして、西佐賀水道企業団の上水道システムの改修費及び機器導入等による経費の負担金としまして134万5,000円をお願いいたしております。

汚水処理施設管理費におきましては、農業集落排水施設の各地区において、各家庭に設置しております真空ユニット内の真空弁やコントローラー等の機器の修繕料としまして128万2,000円の増額補正をお願いいたしております。

以上でございます。

続きまして、議案第78号「平成26年度白石町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第2号）」について御説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正であります。既決の予算に歳入歳出それぞれ716万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億3,482万2,000円とするものであります。今回の増額補正につきましては、平成25年度の消費税申告における還付金の確定に伴います補正及び職員給与改定に伴います人件費の補正が主な理由でございます。

予算書の7ページをお願いいたします。

歳入につきましては、5款繰入金、一般会計繰入金としまして職員給与改定に伴います人件費として27万6,000円の増額をお願いいたしております。

7款諸収入、雑入としまして、平成25年度消費税申告における還付金が確定しましたので、688万7,000円の増額となります。

予算書の8ページをお願いいたします。

歳出につきましては、総務管理費において、25節積立金としまして、消費税還付金につきましては特定環境保全公共下水道処理施設維持管理基金へ積み立てすることになっていますので、688万7,000円の積立額をふやしております。

公共下水道施設整備費においては、職員給与改定に伴います給与等の補正としまして27万6,000円の増額をお願いいたしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○荒木安雄水道課長

それでは、議案第79号「平成26年度白石町水道事業会計補正予算（第2号）」につきまして、その概要を予算書14ページにて御説明いたします。

14ページをお開きください。

水道事業収益営業外収益の他会計補助金でございますが、高料金対策補助金の減額により2,022万7,000円を減額補正するものでございます。

収益的収入の水道事業収益を既決予定額6億3,690万8,000円から今回補正額2,022万7,000円を差し引きまして6億1,668万1,000円といたします。

続きまして、15ページをごらんください。

水道事業費用営業費用の総係費でございますが、人事院勧告による給料表等の改定に伴い、給料9万6,000円、手当49万5,000円、法定福利費15万1,000円、合わせまして74万2,000円を増額補正するものでございます。

収益的支出の水道事業費用を既決予定額6億4,956万8,000円に今回補正額74万2,000円を合わせまして6億5,031万円といたします。

以上、説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○小川豊年生涯学習課長

生涯学習課より、議案第80号「平成26年度がんばる地域交付金事業福富社会体育館耐震補強及び改修工事請負契約の変更について」の御説明を申し上げます。

契約の目的は、平成26年度がんばる地域交付金事業福富社会体育館耐震補強及び改修工事でございます。工事場所は、白石町大字福富3508番地2。契約金額は、変更前が6,626万8,800円、変更後が6,809万8,320円で、差し引き182万9,520円の増額でございます。契約の相手方は、杵島郡白石町大字遠江2039番地6、谷口建設株式会社白石支店でございます。

変更理由につきましては、2枚目の資料の中ほどをごらんください。

変更理由、外壁サイディング工事に伴い、サイディング取り付け部の既設胴縁を確認したところ、腐食が激しく取り付けできない箇所や外壁サイディングの施工上、胴縁が腐食している箇所があったことから、C型鋼及び山型鋼により胴縁の補足を行うことといたしました。

また、屋根破風部分の外部サイディングについて、当初は軽量鉄骨にて下地を施工してからサイディングを張りつける計画でありましたが、今回使用した外部サイディングボードは鉄骨部に直接取り付けが可能であったため、施工方法を直張り工法に変

更することといたしました。

最後に、体育館南北面の床面2連引き違い窓の13カ所ございますけれども、これについて卓球のプレー中に光が入り込みボールが見にくいため対策をお願いしたいと利用者から要望があったため、日射調整対策のための窓用フィルムを追加施工することといたしました。

変更金額の内訳につきましては、その資料の一番下の表に示しております。鉄骨工事が164万5,000円の増額、金属工事が9万5,000円の減額、ガラス工事が27万9,000円の増額となっております。

次のページに、図面及び現況の写真を添付しております。

今回の契約につきましては、白石町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により、議会の議決を求めるものであります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第4

○白武 悟議長

日程第4、請願が提出されております。

請願第3号「農業の持続的発展等に向けた農政重要課題に関する請願」を議題とします。

紹介議員の内容説明を求めます。

○大串弘昭議員

それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

皆さん方のお手元のほうに請願書が渡っていると思いますので、ごらんいただきたいと思います。

今般、JAさが農政協議会白石支部支部長久賀信氏より、農業の持続的発展に向けた農政の重要課題に関する請願書が当議会のほうへ提出されておりますので、私のほうで趣旨説明をさせていただきます。

今回は、3つのことについて要請をされております。まず、1点目はTPPに関すること、2点目は米価下落に関すること、3点目は農協改革に関することとあります。

1点目のTPPに関すること、それから3点目の農協改革に関することにつきましては、前回の議会でも意見書を提出していただきましたけれども、一刻も早く方針を打ち出してほしいという思いで再度提出をするものであります。

特に、今回お願いするものは、2点目の米価下落に関することとあります。本年度の米価は、御案内のように民間在庫は過去最高の水準になっております。米の消費も反対に一段と落ち込んでいるというふうなことでございまして、米の価格は過去最低となっております。本町の主要銘柄でもありますひのひかり、さがびよりの概算金は8,000円と、昭和40年代の価格になっており、いかに暴落しているか一目瞭然であります。

また、本年度の作柄は全般的に不調となっております。特に、佐賀県におきましては、全国最低の作況指数92というふうになっておりますけれども、農家所得は相当な

減収が予想されております。このことは、特に担い手農家ほど打撃が大きく、生産意欲を失い、白石農業の存続をも危うくするものであります。

よって、これら3点の重要課題に関しましては、情勢、課題を十分認識をしていただきまして、本町の基幹産業である農業の持続的発展と豊かで暮らしやすい地域発展の実現に向けて、国会や国に対して強く要請をするものであります。

なお、後もって今期議会中に意見書を提出したいと思っておりますので、皆さん方の御賛同をよろしくお願い申し上げまして趣旨説明とさせていただきます。よろしくお願い致します。

○白武 悟議長

以上で本日の議事日程は終了しました。

あすからは一般質問となっておりますので、よろしくお願いをいたします。

本日はこれで散会をいたします。

10時43分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年12月9日

白石町議会議長 白 武 悟

署 名 議 員 大 串 武 次

署 名 議 員 吉 岡 英 允

事 務 局 長 鶴 崎 俊 昭